

【論点⑧】CMRの制度上の位置づけ

論点⑧ CMRの制度上の位置づけ

- 既存の建設関連業（測量・建設コンサルタント等）における各登録制度との比較による現状把握
- 建設コンサルタント登録規定（任意の登録制）について、技術管理者の要件や申請手続きの内容を確認



- 登録（届出）制の導入可否の検討を行う（登録までのフローや必要事項の確認）
- CMRの登録にあたり必要な知識・技術等に関する登録要件の明確化を図る

■現在の状況

- CM業務には、建設関連業（建設コンサルタント登録規程等）における登録制度のような、制度的な位置づけは、現状では存在していない。
- 現在、CM業務を主に担う事業者は、一定程度の実績を有する企業が多いため、直ちに不良不適格事業者が、CM事業に参画する可能性は低いと考えられる。
- CMRには、建設生産システム全般に係るマネジメントの実施が求められていることから、高いスキルが必要と考えられるが、CM業務は、一般的にその業務内容が多岐に渡ることや、定型的な成果物がある業務ではないことから、CMRの能力やスキルを定量的に把握することは困難である。
- 発注者がCM業務を利用しやすい制度を構築する上で、対外的にCMRの能力等を担保するための資格要件等について検討するとともに、将来的には、CMR選定の基礎となる情報を蓄積するために、CMRの役割を担うことが可能な企業等について登録等を行う仕組みの必要性について検討していくことが求められる。

■ 登録制度が構築された場合に考えられる効果

- ・ 仮に、技術者の配置及び財産的基礎・金銭的信用を登録要件とすれば、一定の技術力・経営力が担保されることや、受注実績・技術的能力・経営状況など様々な企業情報を利用することにより、競争参加資格の有資格者業者名簿の作成や入札参加資格要件の確認時において、発注者の事務手続きの簡素化にも寄与することも考えられる。
- ・ 不良不適格事業者が排除されることにより、業界の健全な発展に資するほか、賠償能力など資産的要件についても判断が必要になってくることから、将来的な保険制度の構築にも寄与するのではないかと考えられる。



- まずは、既存の登録規程の部門新設における登録要件について検討し、登録制度の可否について検討することが必要。
- 既存の登録規定の部門の新設については、土木では過去に建設コンサルタントのマネジメント部門の新設を中長期的に検討すべく議論されている。建築においては特に議論されたものはない。
- 登録要件になり得る技術者資格については、既存の資格の適用で考えてみると、建築では、CCMJ、一級建築士が、土木では、選択科目まで含めれば技術士（総合技術監理部門）がその候補となる可能性がある。

(参考)建設関連業の課題と展望

- 平成20年12月から1年3ヶ月の間の7回にわたり、建設関連業のあり方と、企業、業界、国、発注者といった関係者それぞれの果たすべき役割について議論。
- 平成22年4月の建設関連業検討会において、一定の方向として取りまとめられている。

建設関連業の課題と展望

平成22年4月

建設関連業検討会

一部記載抜粋

(マネジメント部門の新設)

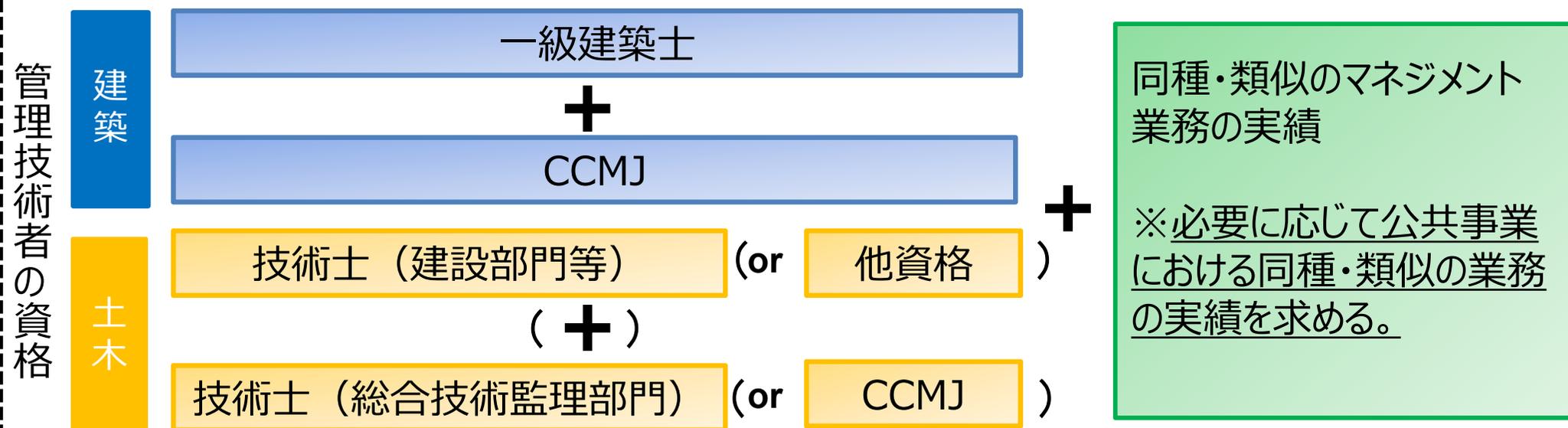
一方で、技術の進展や発注者のニーズの変化を踏まえれば、新たな部門の創設が必要となることも考えられるが、本検討会においては、情報部門とマネジメント部門の創設について議論を行った。**登録部門の創設にあたり留意すべき点としては、部門は具体的な業務の категорияとして設定されるものであることから、具体的な発注ニーズを踏まえ、それに対応する形で創設されるべきこと**、当該部門の業務実施にあたり、必要となる技術者資格についても、具体化される必要があることが挙げられる。

このような観点を踏まえると、情報部門については、専ら情報技術の活用により得られる成果物で、発注者ニーズとなるものが想定しにくいこと、活用される技術分野が明確でないことから、今般は、部門として新設するという結論にはならなかった。

他方、マネジメント部門については、発注者の技術力不足による対応の困難化、業務に求められる技術力の高度化を背景に、今般は、建設関連業においてもより上流の企画構想段階や、プロジェクトの進行管理への参画等をサービスとして提供することが求められることが想定され、**既にCM方式導入の検討が進んでいることから、プロジェクト全体を管理する新たなビジネスモデルに対応する部門として、新設する方向で検討するものとする。但し、部門の新設にあたっては、今後マネジメント部門として求められる技術力の具体的な内容を明確にすることが必要であり、総合技術監理部門の技術士の有効活用も含めて中長期的に検討する。**

- 建築においては、一級建築士とCCMJの組み合わせで必要な資格要件が十分満たされていると考えられる。
- 土木においては、技術士（総合技術監理部門）を活用する場合は、**その細目（選択科目）まで指定することや実務要件、技術士の他部門（建設部門等）、他資格と併せる**ことで土木の専門性を確認する必要があると考えられる（CCMJを活用する際も同様）。一方、技術士（建設部門等）のみの場合には、**土木分野の専門性は担保されてもマネジメントの観点で不十分な場合**も考えられ、同様に確認を行う必要がある。
- 上記の資格は行政に関する知識等の有無を問うものとはなっていないが、発注者側の経験や職員が不足しているといった状況が顕著な場合には、公共（建築）工事品質確保技術者の資格や、実務要件の設定において、**公共事業における同種・類似業務の実務経験**が重要になると考えられる。
- CM業務は、どの事業段階に関与するかによってその業務内容等が大きく変化することから、対象施設・事業によっては、実務要件として**どのような事業段階に対してCM業務を実施した経験があるか**についても考慮する必要があると考えられる。ただし、**実務要件を厳しくし過ぎることで参加者がいなくなる**といった状況が発生することに留意が必要。

現有資格等の組合せの考え方のイメージ



CMRに必要なとされる能力について

- 現状では、CMRの能力やスキルを定量的に把握することは困難であるが、必要とされる能力としては、マネジメント能力とその分野（建築・土木）における専門性が想定される。
- 既存の資格でこれらの能力を確認する場合、建築分野では、一級建築士とCCMJで確認可能であると考えられる。土木分野では、選択科目まで指定して技術士の総合技術監理部門（建設—施工計画、施工設備及び積算）で確認することが考えられるが、CMRが行うマネジメント業務に完全に合致している訳ではない。
- 建設コンサルタントのマネジメント部門の新設については、建設関連業検討会において議論されたように必要となる技術者資格の具体化が必要となる。

- 総合技術監理は、業務全体を俯瞰し、5つの管理に関する総合的な分析・評価に基づいて、最適な企画、計画、実施、対応等を行う監理業務とすることができる。
- 専門横断的な部門であるため、専門分野の確認には細目（選択科目）まで把握が必要となる。

管理技術の体系	範囲
(1) 経済性管理	事業企画, 品質の管理, 工程管理, 現場の管理と改善, 原価管理, 財務会計, 設備管理, 計画・管理の数理的手法
(2) 人的資源管理	人の行動と組織, 労働関係法と労務管理, 人材活用計画, 人材開発
(3) 情報管理	情報と意思決定, コミュニケーションと意思決定, 知的財産権と情報の保護と活用, 情報通信技術動向, 情報セキュリティ
(4) 安全管理	安全の概念, リスクマネジメント, 労働安全衛生管理, 事故・災害の未然防止対応活動・技術, 危機管理, システム安全工学手法
(5) 社会環境管理	地球的規模の環境問題, 地域環境問題, 環境保全に向けた取り組みの基本原則と手法, CSR※と組織の環境管理活動

※CSR : corporate social responsibilityの略で企業の社会的責任のこと

○ 建設関連業である、測量・建設コンサルタント・地質調査等についての登録概要は以下のとおり。

業種	測量業	建設コンサルタント	地質調査業
根拠法令等	測量法（昭和24年法律188号，業者登録昭和36年法律106号追加）	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）
規制の性格	法律による規制（登録がなければ測量業を行うことは不可），登録制（有効期間5年）	任意の制度（登録がなくても建設コンサルタントを行うことは可）登録制（有効期間5年）	任意の制度（登録がなくても地質調査業を行うことは可），登録制（有効期間5年）
目的	国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し，若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について，その実施の基準及び実施に必要な権能を定め，測量の重複を除き，並びに測量の正確さを確保するとともに，測量業を営む者の登録の実施，業務の規制等により，測量業の適正な運営とその健全な発達を図り，もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資すること。（測量法第1条）	建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて，建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる，個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し，これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて建設コンサルタントの発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）	地質調査業者登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する地質調査業者について，建設省に備える地質調査業者登録簿に登録することによる，個々の地質調査業者の業務内容を公示し，これらの地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて地質調査業者の発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）
登録に関する実質的要件	営業所ごとに測量士（技術者として基本測量・公共測量に従事する者）を1名以上置くこと（法第55条の13）	登録する部門毎に専任の技術管理者を置くこと（規程第3条1項1号）建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同2号）	専任の技術管理者を置くこと（規程第3条1項1号）営業所毎に専任の現場管理者を置くこと（同2号）地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同3号）



建設コンサルタント登録制度(概要) (土木)

I 根拠法令等

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)

II 目的

建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて、建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる、個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し、これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて建設コンサルタントの発達助長に資する(昭和52年建設経済局長通達)。

III 営業の要件

なし(建設コンサルタント登録は任意)

IV 建設コンサルタントの範囲

建設コンサルタント(公共工事の前払保証事業に関する法律第19条第3項にいう建設コンサルタント)のうち規程別表に掲げる21部門に係るもの

V 登録の有効期間

5年(有効期間満了後引き続き登録する場合は登録の更新が必要)

VI 登録の要件

- ① 登録部門ごとに技術上の管理をつかさどる専任の者(技術管理者)を置くこと
- ② 建設コンサルタント業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有すること

(法人の場合:資本金500万円以上かつ自己資本額1,000万円以上)

(個人の場合:自己資本額1,000万円以上)

建設コンサルタントの技術管理者の要件(土木)

以下の1又は2に該当する者（2による部門登録は、当該建設コンサルタントに1名以上の1による技術管理者がいることが要件）

- 1 技術士法による第2次試験を登録部門ごとに定められた技術部門（選択科目に限定あり）で合格し、同法による登録を受けている者^(注1,注2)  **技術士原則**

注1: 造園部門は技術士（建設部門で二次試験選択科目が都市及び地方計画）であり、造園部門に係る業務に関し3年以上実務の経験を有する者としている。

注2: 都市計画及び地方計画部門は、一級建築士で免許取得後同部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有する者も認められている。

- 2 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後、登録部門に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有する者その他の者で、国土交通大臣が上記1と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者（認定要件は下表のとおり）

表. 認定要件一覧

	区分	学科等	必要な実務経験年数
1	大学又は高等専門学校	学科等の規定無し (文科系でも可)	卒業後20年以上の実務経験を有するもの
2	RCCM	試験部門に限定あり (解釈及び運用の方針別表2)	合格し、同規程による登録を受けている者で、合格後、技術士又は技術管理者の指導下で管理技術者等として5年以上の実務経験を有するもの
3	他部門の技術士	選択科目に限定あり (規程別表下欄の選択科目)	合格し、登録を受けている者で、10年以上(技術士取得前を含む)の実務経験を有するもの
4	1~3に該当しない者	—	30年以上の実務経験を有するもの

○登録の停止

【入札・契約手続きに関する不誠実行為】

①競争参加資格申請書等に虚偽の記載、②粗雑業務による成果物に重大な瑕疵、③契約違反

【業務に関する法令違反】

①建設コンサルタント業務に関する談合・贈賄等、②法人税法、消費税法等の税法違反、③その他の法令違反

○登録の消除

①不正の手段により登録を受けたとき、②現況報告書中に事項の虚偽記載、③登録の停止に違反したとき、④不正又は不誠実な行為について、情状が特に重いとき 等

○登録の停止により禁止される行為

- ①登録の停止の対象となる登録部門について、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページなどの表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。
- ②登録の停止の対象となる登録部門について、その登録を受けていることを参加要件とした新たな建設コンサルタントの契約の締結及び当該契約又は登録停止期間満了時における新たな契約に関連する入札、見積書の提出、交渉等を行うこと。

○登録停止等の公表

登録停止等を行った場合には、速やかに公表するとともに、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載する。

建設関連業登録制度の活用実態(入札参加要件)

- 国や地方公共団体が発注する個別業務の入札参加要件の一つとなっている場合がある。

入札公告(測量・建設コンサルタント等業務)(総合評価落札方式)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月19日

支出責任担当担当
九州森林管理局長 原田 隆行

1 業務概要

- 業務名 朝倉地区治山実施設計業務(北川1地区外1)
- 業務場所 福岡県朝倉市地内
- 業務内容 治山事業における湧閉工1基、山腹工0.53haに係る測量設計業務
(詳細については閲覧図書等参照)
本業務は、概算数量発注方式に係る詳細設計のための実施測量及び設計業務である。
- 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年6月22日まで
ただし、地区ごとの引渡し期限については、別添の特記仕様書のとおり
- 本業務の入札は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を選定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 本業務は、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)参加資格申請により、申請を行い承認された競争参加者資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードであること。
- 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予算令」という。)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する対象業務。
- 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州森林管理局長が定める価格を設定する対象業務。
- 本業務は、翌年度にわたる債務負担に係る業務のため、九州財務局長から翌年度にわたる債務負担の承認を得、予算執行手続が完了後に契約を締結することを条件とする。

2 競争参加資格

- 予算令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 九州森林管理局における測量・建設コンサルタント等業務に係る平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再確認を受けていること。)
- 建設コンサルタント登録規程に基づき森林土木部門の登録を受けていること。
- 更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- 上記(2)の認定に係る資格確認通知書の専断区分「建設コンサルタント」がA等級、B等級、C等級のいずれかであること。
- 九州森林管理局管内に本店又は支店(営業所を含む。)が所在すること。

入 札 公 告

H30企総管 日野谷発電所 法面補強施工管理他業務について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月13日

徳島県企業局長 小原 直樹

1 入札に付する事項(電子入札対象案件)

- 委託業務名 H30企総管 日野谷発電所 法面補強施工管理他業務
- 委託業務箇所 那賀郡那賀町日浦
- 業務概要 工事監督支援業務 1式
- 委託業務期間 契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで
- 設計金額 13,272千円(税抜き)
- 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札(委託業務・価格競争)の共通事項」(以下「共通事項」という。)の2及び3に示すとおりである。
- その他
 - この入札は、原則として、徳島県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。
 - この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、入札参加資格停止となることがある。
 - その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

(中略)

3 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、共通事項の4に示す事項及び次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。
- 県内業者(主たる営業所が県内にある者)であり、平成29・30年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント等業者)に掲載されている者であること。
 - 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)に基づく「河川、砂防及び海岸・海浜部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を行っている者であること。
 - 配置予定管理技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置できる者であること。
 - 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)
 - 一級土木施工管理技士
 - 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
 - (社)全日本建設技術協会による公共工事業品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事業品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者
 - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者
 - 配置予定管理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
なお、直接的かつ恒常的な雇用関係とは、開札日以前に申請者と3か月以上の恒常的な雇用関係があることをいう。

建設関連業登録制度の活用実態(総合評価での評価項目)

- 建設コンサルタント及び地質調査業の登録は、**公募型プロポーザル方式(総合評価型)での技術評価の評価項目(=加点要素)の一つ**とされている。

2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

登録がある場合、一定点を加算

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	
	資格要件	技術部門登録	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ②当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録無し。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	〇〇
	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】	下記の順位で評価する。 ①平成〇年度以降に同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	〇〇
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	...	〇〇
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】	...	〇〇
			過去〇年間に担当した国土交通省発注業務の業務実績【「平成〇年度から平成〇年度の間」として】	...	〇〇
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む)	...	〇〇
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			...	-

- RCCMとは、Registered Civil Engineering Consulting Managerの略称であり、技術管理者または技術士のもとに、建設コンサルタント等業務に係わる責任ある技術者として、直接管理あるいは照査の責任者のための資格制度である。

1. 概要

建設コンサルタント等業務において、管理技術者または照査技術者として業務の技術上の事項を処理し、又は業務成果の照査の任にあたる技術者の資格として、平成3年に制度化された民間資格である。建設コンサルタント登録の技術部門に対応する形で、21技術部門が設けられている。

2. 試験実施機関

(一社)建設コンサルタンツ協会

3. 登録者数

29,403人(平成29年4月1日時点)

4. 活用方法

- (1)建設コンサルタントの技術管理者認定において、技術管理者又は技術士の下でRCCMに合格後五年以上の実務の経験があれば申請可能となっている。
(参考)大学及び高等専門学校卒業者の場合、20年以上の実務の経験が無ければ技術管理者認定の申請ができない。
- (2)「設計業務等共通仕様書」において、管理技術者及び照査技術者としてすることができる旨が明記されている。また、「地質・土質調査業務共通仕様書」において、主任技術者としてすることができる旨が明記されている。

本検討会で議論いただきたい事項

■ 検討事項

- CM業務における、将来的な登録制度の必要性の可否について
- 仮に、CM業務を実施する企業への登録制度を構築とした場合、その登録要件について
 - ・建築・土木など分野別の登録が必要かどうか
 - ・個人事業主も含めるかどうか
 - ・技術管理者を置くとした場合の要件について（資格や実務経験など）
 - ・業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用があるかどうか



本検討会で議論された内容については、CM方式（ピュア型）ガイドライン(案)にも概要を記載するが、今後のCM業務の活用状況を踏まえつつ、引き続き制度上の位置づけに関する議論を継続していく必要がある。